

各 財 務 （ 支 ） 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 阿久澤 孝

令和 8 年熊本地震に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

令和 8 年熊本地震に伴う製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号。以下「法」という。）、たばこ事業法施行令（昭和 60 年政令第 21 号）、たばこ事業法施行規則（昭和 60 年大蔵省令第 5 号。以下「規則」という。）、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について（平成 10 年 3 月 17 日付大蔵省告示第 74 号。以下「大臣告示」という。）、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和 60 年 4 月 1 日付事務連絡。以下「規程」という。）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

記

1. 対象地域

令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害発生市町村の区域

2. 小売販売業者の営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第 20 条第 2 号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が令和 8 年熊本地震によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を

受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第 20 条第 2 号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

3. 小売販売業者の営業所の移転又は新規の小売販売業許可申請

- (1) これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、令和 8 年熊本地震によって当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第 20 条第 2 号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- (2) 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

4. 小売販売業の休止及び承継

令和 8 年熊本地震によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 29 条及び規則第 27 条の規定に基づく休止に係る届出を、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）第 4 条で定める日までの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第 27 条、第 28 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

5. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が令和 8 年熊本地震によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から 6 月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から 6 月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

6. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。